

京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所  
開放型研究施設の利用及び管理に関する要領

平成30年11月26日制定

(目的)

第1条 この要領は、京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所（以下「研究所」とする。）の職員以外の者が、京都府の茶業生産振興につながる技術開発及び宇治茶の需要創出拡大につながる商品開発等を行うための研究、技術相談等において、研究所の開放型研究施設を利用する際の手続き及び義務等について定める。

(定義)

第2条 研究所における開放型研究施設（以下「本施設」とする。）とは次の施設をいう。また、利用できる機器及び設備は別表に掲げるとおりとする。

- (1) オープンラボ（食品加工研究室、機器分析研究室）
- (2) 仕上げ加工研究室

(管理責任者)

第3条 本施設の管理責任者は、京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所長（以下「所長」とする。）とする。

- 2 管理責任者は、本施設の利用状況及び利用申請状況を把握して、効率的な利用のために調整を図るものとする。

(利用者の範囲)

第4条 本施設を利用できる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研究所との共同研究や技術相談を希望する民間、地方公共団体、地方独立行政法人、独立行政法人、大学及び国の試験研究機関の職員
- (2) 京都府内に事業所を置く茶業生産者、茶流通または販売者、茶の加工品等の製造業者
- (3) 前号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者

(利用者の申請等)

第5条 本施設を利用しようとする者は、様式1による利用申請書及びその他の必要な書類を所長に提出し、様式2により承認を得なければならない。

- 2 所長は、前項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を変更し、あるいは承認を取り消すことができるものとする。
  - (1) この要領に違反した場合、その他本施設の運営に重大な支障を与えた場合
  - (2) やむを得ない理由により、本施設における研究等の継続が困難になった場合
  - (3) 利用期間を変更する必要がある場合
  - (4) その他所長が不適当と認めた場合

(利用時間)

第6条 利用の時間は原則として平日（月～金）の原則9時～17時までとする（祝日・休日及び年末年始を除く）。ただし、所長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第7条 本施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、研究所の諸規程を遵守するとともに、善良な管理者としての注意をもって利用するものとする。

2 利用者は利用終了時には、原則として原状回復するものとする。

3 本施設の利用で得た情報、成果については、研究所と共有するものとする。

(復元の義務と損害の賠償)

第8条 利用者又は利用者の所属機関の長は、故意又は重大な過失により研究所の施設、設備、機械等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(費用の負担)

第9条 利用者又は利用者の所属機関の長は、利用に要する直接的な消耗品類の実費を負担するものとする。

(成果等の公表)

第10条 利用者は、本施設利用により得た情報、又は研究成果を公表しようとするときは、予め所長の承認を得なければならない。

(終了時の報告)

第11条 利用者は、本施設の利用を終了したときは、様式3により15日以内に利用終了報告書を所長に提出するものとする。

(適用除外)

第12条 この要領は、共同研究契約書その他により別に定めのある場合は適用しない。

付則

この要領は、平成30年11月26日から施行する。